令和5年6月6日新エネルギー産業推進室

専門部会の設置について

1 目 的

本市における再生可能エネルギーを活用した産業の活性化および再生可能エネルギーの導入拡大にあたり、学識経験者、商工関係団体、関連産業の事業者等から、それぞれの現状や課題、要望等を聴取するとともに、最新の情報や知見を提供いただき、本市の施策展開における参考とするため、秋田市再生可能エネルギー推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)のもとに専門部会を設置する。

2 専門部会の設置基準

専門部会は、本市における再生可能エネルギーの状況を踏まえ、専門的な立場から意見聴取等を行う必要がある特定の分野について設置し、状況の変化に応じて随時、追加または組織改正を行うものとする。なお、専門部会の設置や追加、組織改正は、検討委員会の了承を得たうえで実施する。

3 今年度設置する専門部会

設置基準を踏まえ、令和5年度は以下の2つの専門部会を設置する。

(1) クリーンエネルギー活用専門部会

- ・洋上風力発電をはじめとするクリーンエネルギーを活用した水素・アン モニア等の次世代エネルギーの製造、供給、利活用などについて研究・ 検討を行う。
- ・クリーンエネルギーを必要とするデータセンターや製造業等の誘致、集 積に向けた取組、方策等について研究・検討を行う。
- ・データセンターの先進事例視察を行う。

(2) 洋上風力発電関連専門部会

- ・洋上風力発電の建設、部品・治具製造、メンテナンス等の関連企業誘致 や洋上風力発電関連事業への市内企業の参入促進に向けた取組、方策等 について研究・検討を行う。
- 洋上風力発電事業の先進事例視察を行う。

4 専門部会員の構成

専門部会員の人数は概ね15名程度とし、専門部会の取りまとめ役として部会長を1名置く。

専門部会会員は、新エネルギー産業推進室が選定し、検討委員会に報告することとする。